

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター農地中間管理事業規程

第1章 総 則

（事業実施の基本方針）

第1条 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター（以下「この法人」という。）は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条に基づき奈良県知事（以下「知事」という。）が作成する農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

（事業実施区域）

第2条 この法人が農地中間管理事業を実施する区域は、奈良県（以下「本県」という。）における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の区域とする。

（事業対象農用地等）

第3条 この法人が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- (1) 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「農用地」という。）
- (2) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）

(3) 以下に掲げる農業用施設の用に供される土地

ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調整、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設

ウ タイ肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

2 前項第3号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地につき実施する当該事業と併せ行う場合に限るものとする。

（関係機関との連携）

第4条 この法人が農地中間管理事業を行うに当たっては、国、奈良県、市町村、農業委員会、県農業会議、農業協同組合、土地改良区、県土地改良事業団体連合会、株式会社日本政策金融公庫等の

関係機関、団体と十分連携して行うものとする。

- 2 この法人が農地中間管理事業を行うに当たっては、農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項に規定する事業をいう。）その他農地流動化等のための施策として連携して行うものとする。
- 3 市町村（農業委員会を含む）との関係においては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) この法人は、人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）別記第1の1の人・農地プラン（当該事業を実施せずにこれに準じて自主的に作成されたものも含む。）をいう。以下同じ。）の作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村（農業委員会を含む）との連携を密にして、業務を推進するものとする。
 - (2) この法人は、市町村以外と業務委託した場合は、委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図れるよう配慮するものとする。

（業務の委託）

第5条 この法人は、法第22条第2項の規定に基づき、知事の承認を受けて、農地中間管理事業に係る業務の一部を委託することができる。委託できる業務の内容は、次の各号のとおりとする。

なお、このうち定型的な業務の委託については、競争による選定を行うなど経費の縮減に努めるものとする。

- (1) 相談窓口
 - (2) 貸付け希望者の掘り起し
 - (3) 借受予定農用地等の位置・権利関係の確認
 - (4) 貸付け希望者との交渉
 - (5) 契約締結事務
 - (6) 利用条件改善業務の実施
 - (7) 借受け希望者との交渉
 - (8) 賃料の収受・支払
 - (9) 農用地等の管理
 - (10) その他この法人が必要と認める事項
- 2 前項の委託は、市町村、地域農業再生協議会、農業協同組合、土地改良区、民間企業等で、委託した業務を適切に行うことのできる能力等を有することを確認した上で行うものとする。

第2章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

（重点的に実施する区域及び重点的事項）

第6条 この法人は、適切に作成された人・農地プランを農地集積の中心として、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む地域や、農用地等の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域など

において重点的に実施するものとする。

- 2 この法人は、前項の区域以外においても農地中間管理事業を行うことができるものとする。
- 3 この法人は、本県農産物のリーディング品目及びチャレンジ品目などの生産規模拡大を目指す担い手、新たに農業にチャレンジする新規就農者など意欲ある担い手を中心に農地の集約化を推進するものとする。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第7条 この法人が農地中間管理権（法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。）を取得する農用地等の基準は次に掲げるものとする。

- (1) 地域の農用地等の利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものであること。
- (2) 再生不能と判定されている耕作放棄地など、農用地等として利用することが困難であると認められるものでないこと。
- (3) 法第17条第1項の規定による募集に応募した者の数、その応募の内容その他地域の事情を考慮して、当該農用地等の存する地域に対して十分な借受希望者が確認できること。
- (4) 当該農用地等の賃料が、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報や生産条件等からみて適切であると判断されること。

(農地中間管理権の取得の方法)

第8条 この法人は、事業実施区域に存する農用地等について、その所有者（当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下同じ。）から農用地等を貸したい旨の申出があったときは、当該申出に係る農地中間管理権の取得に関する協議を行うものとする。

- 2 この法人は、農用地等の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合は、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。
- 3 この法人は、市町村と連携を密にして、地域における人・農地プランの作成や見直しの状況、担い手の状況、耕作放棄地の現況及び今後の見通し等を把握するとともに、この法人を活用した農地流動化の機運醸成に努めるなど農地中間管理権の取得に向けた環境の整備に取り組むものとする。
- 4 この法人は、所有者から農用地等を貸付けたい旨の申出があった場合等には、当該者及び農用地等の情報をリスト化するとともに、所有者の営農継続の状況、借受希望者への転貸の時期等を勘案しながら、適切なタイミングで借り受けることにより、この法人への滞留期間を極力短くするものとする。
- 5 この法人が農地中間管理権に係る農用地等を借り入れる期間は、10年間を標準として所有者と協議して決定するものとする。

(農用地利用配分計画の決定の方法)

第9条 この法人は次に掲げる原則に基づき、公平・公正かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うものとする。

- (1) 地域農業の健全な発展に寄与し、将来の地域農業を任せ得ること。

- (2) 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと。
 - (3) 農用地等の借受希望者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
 - (4) 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけること。
- 2 この法人が行う農用地等の貸付けは、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている者に対し行うこととする。
- (1) 法第 17 条第 2 項の規定により公表されている者であること。
 - (2) 法第 18 条第 4 項第 3 号及び第 4 号に掲げる要件を満たす者であること。
 - (3) その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は適当な水準になる見込みがあると認められること。
 - (4) その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。
- 3 この法人は、担い手への利用農地の集約化等の観点から、地域内で、
- ・担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
 - ・集落営農の構成員が、当該集落営農組織に利用させることを目的としてこの法人に農用地等を貸付ける場合
- には、すでに効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさない限り、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。
- 4 この法人は、当該農用地等に隣接して、農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとし、そのような農業者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけたうえで、順次協議するものとする。
- 5 前 2 項に規定する場合以外においては、次に掲げる事項を総合的に勘案し、優先順位を付けたうえで、順次協議を行うものとする。
- (1) 現在経営している農用地等との位置関係
 - (2) 当該借り受け希望者の希望条件との適合性
 - (3) 地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）
 - (4) 当該地域の「人・農地プラン」の内容
- 6 この法人は、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- 7 選定に当たって優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会等を設置し、意見を求めるものとする。
- 8 この法人による農用地等の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展の観点から原則 5 年以上とする。
- ただし、地域の農用地等の利用の効率化・高度化を進める上で再配分が必要な場合は、一定期間後に、貸付先の変更について借受者と協議できるものとする。

(農用地利用配分計画の作成)

第 10 条 この法人は、法第 18 条第 1 項に規定する農用地利用配分計画（以下「農用地利用配分計画」という。）を定める場合には、この法人と市町村が協力して、あらかじめ農業委員会の意見を聴取するなど、法及びこの規程に適合する農用地利用配分計画の案を作成するよう市町村に求めることができる。

(利用条件改善業務の実施)

第 11 条 この法人は、当該農用地等が所有者からこの法人に 10 年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務（簡易な整備等）を行うことができる。

- (1) 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- (2) 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容から見て、利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第 12 条 この法人は、農地中間管理事業に関し相談又は苦情に応ずる窓口を設けるものとする。

第 3 章 農地中間管理事業の実施方法

(農用地等の借受けを希望する者の募集)

第 13 条 この法人は、法第 17 条第 1 項の規定に基づき、毎年定期的に、原則年 2 回、市町村の区域又はこれより小さな区域毎に市町村の意見を聴いて当該区域に存する農用地等について借受希望者を募集するものとする。

- 2 借受希望者の募集に当たっては、事前に当該区域の農用地等の特徴、担い手の多寡を明らかにして行うものとする。
- 3 借受希望者の借受けを希望する農用地等の種別、面積、農用地等の条件、借受けた農用地等に作付けしようとする農作物の種別、借受けを希望する期間、現在の農業経営の状況、当該地域で農用地等を借受けようとする理由等について把握するものとし、必要な場合はヒヤリング等を実施するものとする。
- 4 第 1 項の募集は、インターネットの利用等により原則 30 日以上行うものとする。
- 5 この法人は、法第 17 条第 2 項の規定に基づき、第 1 項の募集に応募した者の氏名又は名称、当該区域内外等の農業者の別、借受けを希望する農用地等の種別、面積、作付けしようとする作物の種別等を整理し、これをインターネット等の利用により公表するものとする。
- 6 関係機関からの情報提供や前年の募集の状況からみて、募集に応じる者が少ないと見込まれる場合や地域内に担い手が十分いない地域においては、この法人は、地域内外の農業者や法人等に対し、募集に応じるよう働きかけるものとする。

（農地中間管理権に係る契約を解除する場合の基準）

第 14 条 この法人は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が、次のいずれかに該当する場合には、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をすることができる。

- (1) 農地中間管理権の取得後、2年を経過してもなお農用地等の貸付けを行うことができない場合
- (2) 災害その他やむを得ない事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となった場合

2 解除に当たっては、所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担する等、所有者が解除を希望せず、この法人に財政的な負担が生じない場合には、解除しないことも含め検討するものとする。

（賃借料及び賃貸料の水準）

第 15 条 この法人が農地中間管理事業により農用地等を借入れる場合における借賃及び貸付ける場合における賃貸は、次の各号とおりとする。

- (1) 借り入れ及び貸し付けの賃料については、当該地域の整備状況等と同程度の農用地等の水準を基本とし、相手方と協議の上決定する。
- (2) 既に効率的かつ安定的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要がある場合は、当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定する。

（事務手数料）

第 16 条 この法人は、農地中間管理事業実施に必要な事務手数料を徴収することができる。

2 手数料の額及び徴収方法については、別途定めるものとする。

（規程の改正及び廃止）

第 17 条 この規程の改正及び廃止は、理事会の決議を経て行うものとする。

（その他）

第 18 条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

1 この規程は、定款第 1 条に規定する法人の名称を「公益財団法人奈良県農業振興公社」から「公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター」に変更する定款変更を施行した日(平成 26 年 6 月 11 日)から施行する。